

○山口市立図書館条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第38号

改正 平成20年2月8日教育委員会規則第1号

平成20年5月23日教育委員会規則第6号

平成22年1月16日教育委員会規則第4号

平成22年6月30日教育委員会規則第14号

平成24年4月27日教育委員会規則第2号

平成25年6月28日教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市立図書館条例（平成17年山口市条例第78号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、山口市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条に掲げる事業を行う。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 山口市立中央図書館

ア 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、

その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ウ 図書整理日 (アからイまでに掲げる日を除き、教育委員会が別に定める日)

エ 特別整理期間 (アからウまでに掲げる日を除き、年に10日以内の範囲で教育委員会が別に定める日)

(2) 山口市立小郡図書館

ア 火曜日

イ 休日 (その日がアに当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

エ 図書整理日 (アからウまでに掲げる日を除き、教育委員会が別に定める日)

オ 特別整理期間 (アからエまでに掲げる日を除き、年に10日以内の範囲で教育委員会が別に定める日)

(3) 山口市立秋穂図書館、山口市立阿知須図書館、山口市立徳地図書館及び山口市立阿東図書館

ア 月曜日

イ 休日 (その日がアに当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

エ 図書整理日 (アからウまでに掲げる日を除き、教育委員会が別に定める日)

オ 特別整理期間 (アからエまでに掲げる日を除き、年に10日

以内の範囲で教育委員会が別に定める日)

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 山口市立中央図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで

イ 土曜日、日曜日及び休日 午前10時から午後5時まで

(2) 山口市立小郡図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで

イ 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで

(3) 山口市立秋穂図書館、山口市立阿知須図書館、山口市立徳地図書館及び山口市立阿東図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後6時まで

イ 土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時まで

(入館者の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、他人に迷惑となる物品又は動物を携帯する者

(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑をかける行為をする者

(4) 係員の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(貸出対象)

第6条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。ただし、館長が図書館奉仕に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤通学する者

(2) 市内に所在する学校、事業所その他の団体（以下「団体等」という。）

(利用カード)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用登録申込書を館長に提出して、利用カードの交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けるときは、利用カードを提示しなければならない。

3 利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又はその住所、勤務先等若しくは氏名を変更した場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

5 利用カードの有効期間は、発行の日から3年間とする。

(図書館資料の貸出期間及び点数)

第8条 図書館資料の貸出期間は、貸出日から15日以内とし、貸出点数は、図書（雑誌を除く。）は1人10冊以内（移動図書館を含む。）、雑誌は5冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、資料数の増減及び期間の伸縮をすることができる。

(貸出しをしない資料)

第9条 次に掲げる資料は、館長が特に認める場合を除き、貸出しを行わないものとする。

(1) 新聞及び雑誌最新号

(2) CD-ROM及びマイクロフィルム

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が指定する資料

(団体貸出し)

第10条 団体等で館長が適当と認めるものは、図書の団体貸出しを受けることができる。

2 団体貸出しを受けようとする団体等は、団体貸出登録申込書を提出し、あらかじめ登録を行わなければならない。

3 団体貸出しを受けた団体等の代表者は、貸出しを受けた図書を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 第2項の規定により登録を受けている団体等の代表者は、団体貸出しをやめようとするときは、団体貸出廃止届を館長に提出しなければならない。

5 団体貸出しについては、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。ただし、同条に定める貸出冊数については、同条の規定にかかわらず、利用1団体につき100冊を限度とする。

(郵送貸出し)

第11条 市内に居住する者で、身体の障害等により来館することが困難であると館長が認めたものは、図書館資料の郵送貸出しを受けることができる。

2 郵送貸出しを受けようとする者は、前項の規定に該当することを確認できる書類を添えて、郵送貸出登録申込書を提出し、あらかじめ登録を行わなければならない。

3 前項の規定により郵送貸出しの登録を受けた者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに館長に届け出なければならない。

4 郵送貸出しについては、第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

(移動図書館)

第12条 移動図書館は、地域住民への図書貸出しの利便に供するため、定期的に巡回し、図書の貸出しを行う。

2 移動図書館の利用手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第8条中「15日以内」とあるのは、「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(図書館資料の返却等)

第13条 図書館資料の貸出しを受けた者は、指定された期間内に返却しなければならない。この場合において、期間内に返却しなかった者に対して、館長は、状況により一定期間、図書館資料の貸出しを制限することができる。

2 図書館資料を貸出期間後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を得なければならない。ただし、継続利用は申出の日から14日を限度とする。

3 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに

該当するときは、図書館資料の貸出しを停止することができる。

(1) 条例第6条の規定による賠償の責めを負わないとき。

(2) 貸出期間経過後、図書館資料を返却しないとき。

(利用の対象)

第14条 図書館の附帯施設等（以下「附帯施設」という。）を利用できる者は、第6条第2号に規定する団体等であって、利用の目的が第2条に規定する事業に合致しているものとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用手続)

第15条 附帯施設を利用しようとする者は、附帯施設利用申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、附帯施設利用許可書によるものとする。

(利用の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、附帯施設の利用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 図書館事業と目的を異にする利用のとき。

(4) 開館時間外の利用のとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、附帯施設の利用許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が許可の時点と異なるとき。
- (3) 災害その他の事故により附帯施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 教育委員会が図書館運営上特に必要があると認めたとき。

(図書館資料の複製)

第18条 図書館資料の撮影、複写等（以下「複製」という。）をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 図書館資料の複製は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に規定する範囲内において行うこととし、次に掲げるものは複製することができない。

- (1) 複製した場合に、図書館資料が損傷するおそれがあるもの
- (2) 館長が複製することを不適當であると認めるもの

3 複製に要する費用は、利用者の負担とする。

4 館長は、外部データベースの閲覧及び印刷を行う者に当該サービスに係る実費相当の費用を負担させることができる。

(館長専決事項)

第19条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 第4条ただし書の規定により、開館時間を変更すること。
- (2) 第15条の規定により、附帯施設の利用を許可すること。
- (3) 第16条の規定により、附帯施設の利用を制限すること。
- (4) 第17条の規定により、附帯施設の利用を変更し、停止し、

又は取り消すこと。

(5) 前各号に準ずる軽易な事項

(資料の公開及び制限)

第20条 図書館は、法第17条の規定により、図書館資料を無料で公開する。この場合において、館長が特別な理由があると認めるときは、図書館資料の公開を制限することができる。

(資料の選定及び除籍)

第21条 館長は、次に掲げる方針により、図書館資料の選定及び除籍を行う。

(1) 選定及び除籍に当たっては、思想的、宗教的及び政治的に中立の観点を堅持し、対立する意見の著作等については、できるだけ幅広く選定するよう努めなければならない。

(2) 選定及び除籍に当たっては、個人、団体等の圧力又は干渉により規制をしてはならない。

(寄贈及び寄託)

第22条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈及び寄託を受けた図書館資料は、他の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

3 図書館は、寄託を受けた図書館資料が通常管理の下で損傷し、又は亡失したときは、その責任を負わない。

(山口市立図書館協議会)

第23条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

第24条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、図書館において処理する。
- 5 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山口市立図書館規則(平成15年山口市教育委員会規則第8号)、小郡町立図書館管理運営規則(昭和57年小郡町教育委員会規則第2号)、阿知須町立図書館管理運営規則(平成14年阿知須町規則第7号)又は徳地町立図書館規則(平成15年徳地町教育委員会規則第3号)の規定に

よりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年2月8日教育委員会規則第1号）

（施行期日）

この規則は、平成20年2月21日から施行する。

附 則（平成20年5月23日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成20年11月3日から施行する。

附 則（平成22年1月16日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月30日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月28日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成25年8月4日から施行する。